

NSRにゅーす

社会保険労務士法人NSR

大阪オフィス tel 06-6345-3777

神戸オフィス tel 078-371-5120

「65歳超雇用推進助成金」

～65歳超継続雇用促進コース～

2018(平成30)年11月16日厚生労働省が発表した平成30年「高齢者の雇用状況」集計結果(従業員31人以上の企業156,989社)では、

I 65歳までの高齢者雇用確保措置のある企業の状況

- ① 65歳までの雇用確保措置のある企業は99.8%
- ② 65歳定年企業は16.1%(対前年0.8ポイント増)

II 66歳以上働ける企業の状況

- ① 66歳以上働ける制度のある企業は27.6%
- ② 70歳以上働ける制度のある企業は25.8%(対前年3.2ポイント増)
- ③ 定年制廃止企業は2.6%(対前年変動なし)

企業が、旧の定年を上回り65歳以上へ定年を引き上げる、または継続雇用年齢を引き上げた場合等に支給される助成金があります。自社の高齢者雇用策を検討のうえご活用ください。

65歳超雇用推進助成金(65歳超継続雇用促進コース)

●支給要件

- ① 労働協約又は就業規則を書面により定めていること。常時雇用する労働者が10名以上の事業所の場合は、労働基準監督署へ届け出ていること。
- ② ①の就業規則等が改正後の定年引き上げ等の制度の実施日から起算して1年前の日から支給申請日の前日までの間に、高齢者等の雇用の安定等に関する法律第8条または第9条第1項の規定と異なる定めをしていないこと。
- ③ 支給申請日の前日において1年以上継続して雇用されている60歳以上の雇用保険被保険者が1人以上いること。
- ④ 高齢者雇用推進者の選任および「高齢者雇用管理に関する措置」*を1つ以上実施している事業主であること。

●支給額

1事業主あたり(企業単位)1回限りとします。

(単位:万円)

引き上げる年齢 対象被保険者数	65歳への 定年引上げ		66歳以上への 定年引上げ		定年の 廃止	66～69歳の 継続雇用への引上げ		70歳以上の 継続雇用への引上げ	
	5歳未満	5歳	5歳未満	5歳以上		4歳未満	4歳	5歳未満	5歳以上
1～2人	10	15	15	20	20	5	10	10	15
3～9人	25	100	30	120	120	15	60	20	80
10人以上	30	150	35	160	160	20	80	25	100

※定年引き上げと継続雇用制度の導入をあわせて実施した場合でも支給額はいずれか高い額のみとします。

*「高齢者雇用管理に関する措置」の内容やその他の要件詳しくはこちらをご覧ください。

「65歳超雇用推進助成金」で検索 (平成30年4月改定)

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構のホームページ

<http://www.jeed.or.jp/elderly/subsidy/index.html>